

【建設現場の遠隔臨場に関する試行について Q&A】

Q 動画撮影用のカメラとはどのようなものか。

A ウェアラブルカメラやタブレット端末、スマートフォンを想定しています。

Q Web会議システム等とはどのようなものか。

A Teams、zoom を想定しています。

その他のWeb会議システムについては、本試行要領「6 遠隔臨場に使用する機器と仕様」に基づき運用してください。

Q 「段階確認」、「材料確認」、「立会」とはどのようなものか。

A 「段階確認」とは、「土木工事共通仕様書」、「第3編 土木工事共通編」、「第1章 総則」、「第1節 総則」、「3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等」、「7. 段階確認の臨場」において、「監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。」事項に該当するものです。適用する種別等については、段階確認一覧表を参照してください。

「材料確認」とは、「土木工事共通仕様書」、「第2編 材料編」、「第1章 一般事項」、「第2節 工事材料の品質」、「1. 一般事項」及び「4. 見本・品質証明資料」による品質確認及び現物による確認です。

「立会」とは、「土木工事共通仕様書」、「第1編 総則」、「第1章 総則」、「第1節 総則」、「1-1-1-2 用語の定義」、「36. 立会」において、「契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当するものです。

Q どのような工事が試行対象とならないのか。

A 監督員の施工箇所への移動時間の削減による作業効率化が見込めない場合や、施工箇所の通信環境が整っていないと判断される工事等、遠隔臨場が適していないと判断される場合は試行対象になりません。

Q 施工計画書に記載する際、どの項目に記載するのか。

A 「施工管理計画」又は「その他」に記載してください。

Q アンケート調査を提出しない場合は、工事成績評価において加点されないのか。

A 「工事における創意工夫等実施状況報告書」にアンケート調査の回答が添付されている場合のみ、工事成績評価において加点されます。

Q 受注者による動画の記録・保存は必要ではないのか。

A 受注者による動画の記録・保存は不要です。受注者は、従来の立会資料の管理と同様に、実施状況を画面キャプチャ等により記録し、提出することとしてください。

Q 検査は、対象としていないのか。

A 遠隔臨場は、段階確認、材料確認、立会を対象としており、検査は対象外です。

Q 現場で実際に臨場しなければ分からないこともあるのではないか。

A 監督員が遠隔臨場では必要な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、臨場により実施してください。